

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)

TEL **64-1126**
jinsui@town.yuasa.lg.jp

人権啓発映画上映会のお知らせ

今年度の人権啓発テーマ **障がいのある人への「合理的配慮」**

「合理的配慮」とは？

障がいのある人が日常生活や社会生活の中で困っていることに対し、一人ひとりの状況に応じて無理のない範囲で工夫や配慮を行い、誰もが安心して暮らせるようにすることです。

●上映作品：**こんな夜更けにバナナかよ**

映画を通して考えてみませんか？

- 障がいがある・ないに関わらず、互いを理解し、支え合うことの大切さ
- 自分にできる配慮とは何か



©2018「こんな夜更けにバナナかよ 愛しき実話」製作委員会

作品紹介

筋ジストロフィーを患いながらも地域で自立生活を送る主人公と、その支援に関わる人々との交流を描いた作品です。

障がいのある人の思いや日常、周囲の支え合いの大切さを、笑いや感動を交えながら分かりやすく伝えてくれます。

●日 時：**6月21日** 日
13時30分～【開場 13時】

※悪天候等により、上映会の開催が困難な場合は、7月5日(日)に延期します。

●場 所：総合センター 2階 大ホール

●上映時間：2時間

●入 場：無料（満席の場合は、入場をお断りする場合があります）

●出 演：大泉 洋、高畑 充希、三浦 春馬 他

●駐 車 場：観光用駐車場・ぬくもりふれあいセンター駐車場

●日本語字幕あり・手話通訳あり・一時保育あり

※一時保育
(対象：1歳6カ月児～未就学児)
をご希望の方は、
6月10日(日)までに
人権推進課(総合センター)へお
申し込みください。

主催 湯浅町人権尊重委員会 後援 湯浅町・湯浅町教育委員会

毎年6月23日から29日は 男女共同参画週間です

令和8年度男女共同参画週間キャッチフレーズ(内閣府男女共同参画局)

『あなたらしさが、社会のチカラ』

男女共同参画社会とは、男女が互いの人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにとらわれず、一人ひとりが持つ個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。

男女共同参画社会を実現するための重要な法律として、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されました。この法律の施行日である6月23日にちなみ、毎年6月23日から29日までの1週間が男女共同参画週間と定められています。

家庭や地域、職場など、あらゆる場面で「性別」にとらわれず、個性と多様性を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる社会を築いていきましょう。